

介護サービスの利用者負担

お問合せ 介護保険課 ☎21-3023

介護サービスの利用者負担割合

介護サービスを利用するときは、「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担割合に応じて、原則としてサービス費用のうち1割または2割が利用者の負担となります。

要介護認定を受けている方には、有効期間が28年8月1日から29年7月31日までの介護保険負担割合証が交付されます。

高額介護(介護予防)サービス費の支給

1カ月間に利用した介護サービスの利用者負担額（自己負担分）が上限額を超えた場合、申請により高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。

同一世帯内に第1号被保険者で課税所得が145万円以上の方がいる場合は自己負担上限額が変わります。ただし、世帯内の第1号被保険者の収入が383万円（2人以上は520万円）未満の場合は申請により以前の上限額となりますので、申請の手続きをしてください。

施設入所者の食費・居住費の軽減

介護保険施設や短期入所施設に入所した場合に、利用者負担第1段階から第3段階に該当する方は、申請により食費・居住費の負担が軽減されます。

なお8月から、利用者負担段階の判定において、課税年金収入等に加えて、非課税年金収入（障害年金・遺族年金）を勘案することになります。

社会福祉法人による利用者負担額の軽減

社会福祉法人が運営主体となっているサービスを利用した場合に、次の要件にあてはまる方は申請により利用者負担が軽減されます。

ただし、施設入所者等に係る食費・居住費（滞在費）は、特定入所者介護（予防）サービス費が支給されている場合に限り軽減の対象となります。

対象

①市町村民税世帯非課税者で次の要件全てを満たし、その方の収入や世帯状況を勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。

▷年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下▷預貯金の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以下▷日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない▷負担能力のある親族等に扶養されていない▷介護保険料を滞納していない

②生活保護受給の方

減額割合 ①利用者負担額の25%、食費・居住費（滞在費）の25%※高齢福祉年金受給の方は各50%

②居住費（滞在費）の全額（個室利用の場合のみ）

※ 現在交付している「介護保険負担限度額認定証」「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の有効期限は7月31日(日)です。引続き減額認定を受ける場合は、8月中に申請の手続きをしてください。

HP

……特定不妊治療費助成事業のお知らせ……

市では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的として、新たに、第2子以降の特定不妊治療費の助成事業を開始しました。

対象要件 これまでの助成事業（国の助成）の対象要件に加え、以下のすべてに該当する方▷国の特定不妊治療費助成を受けて授かった子どもがいる▷国の助成回数に達している

助成回数 第2子以降の治療

開始時の妻の年齢が

▷40歳未満は43歳になるまで最大6回

▷40歳以上43歳未満は、43歳になるまで最大3回

▷43歳以上は対象外。

助成限度額 助成対象となる治療1回につき15万円

お問合せ 母子保健課 ☎32-1533



2016でんけんコンサート

聖堂に響く弦楽器の対話

2016年9月17日(土) 開演14:00

会場：函館カトリック元町教会聖堂

出演 ヴァイオリン 烏野 慶太
チェロ 清水 彩智

チケット 一般 1,000円
大学生以下 500円
小学生以下 無料

チケット販売所 cafeDripDrop(地域交流まちづくりセンター1階) 元町日和館 花かんろ
お問い合わせ先 伝統的建造物群保存会事務局(まちづくり景観課) Tel 21-3388